

社会復帰促進等事業における主な新規・拡充（令和5年度予算要求）

【事業】

- 1 (事業番号 15)
 <過労死等防止対策推進経費> ······ P. 1
 ・過労死等防止対策推進経費（周知・啓発事業）
- 2 (事業番号 20)
 <職場における化学物質管理促進のための総合対策> ······ P. 3
 ・事業場における化学物質管理の支援強化
- 3 (事業番号 23)
 <メンタルヘルス対策等事業> ······ P. 5
 ・「こころの耳」相談事業の拡充
- 4 (事業番号 30)
 <自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等> ······ P. 7
 ・自動車運転者等の時間外労働上限規制に関する周知広報事業等
- 5 (事業番号 34)
 <労働災害防止対策費補助金経費> ······ P. 9
 ・トンネル建設労働者健康管理一元管理システム、建設業における化学物質のばく露防止手法のガイドラインの作成等
- 6 (事業番号 39)
 <医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組> ······ P. 12
 ・医療機関の宿日直許可申請に係る相談窓口運営等事業

N.O. 1
令和4年度事業番号
15

事業名	過労死等防止対策推進経費（周知・啓発事業） (事業番号15　過労死等防止対策推進経費)	令和4年度 予算額	令和5年度 予算要求額
		211,094(千円)	212,496(千円)
担当係	労働基準局総務課過労死等防止対策推進室		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号） 被災労働者等援護事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第2号）		
実施主体	民間事業者		
令和4年度の 事業概要	<p>「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき閣議決定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①過労死等を防止することの重要性について国民の理解を促す等周知・啓発 ②国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための「過労死等防止対策シンポジウム」（毎年11月の「過労死等防止啓発月間」を中心に開催） ③過労死で親を亡くした遺児等を招請し、イベントを通じて心身のリフレッシュを図るほか、遺児及びその保護者を対象とした相談等を行う過労死遺児交流会及び過労死遺児やその親の育児の悩みをサポートするオンライン相談室を実施する。 		
令和5年度から 新たに 実施したい内容	過労死等防止に係る説明、専門家、過労死遺族等のコメントを収録した映像資料（DVD）を作成する。		
事業の必要性	過労死等の労働問題等を啓発するため、過労死遺族等講師派遣事業を行っているところであるが、講師派遣の調整困難地域への啓発を実施するため、映像資料（DVD）の作成が必要である。		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	業務災害の防止に関する活動に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であり、社会復帰促進等事業として実施することが適当である。		
事業全体の 経費削減内容	事業拡大のため、事業全体としては増額となっているが、継続となる事業については、これまでの実績を反映し、要求額は削減している。		
期待される 施策効果	これまで講師の派遣が困難であった地域等の学生に対しても啓発活動を行うことができることで、より多くの学生・生徒が過労死等の労働問題と労働条件などの改善の重要性について理解を深め将来の過労死等の発生を防止することができる。		
その他特記事項	<p>「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和3年7月30日閣議決定）</p> <p>第3 国が取り組む重点対策</p> <p>3 啓発</p> <p>（2）大学・高等学校等における労働条件に関する啓発の実施</p>		

過労死等防止対策推進等経費

令和5年度概算要求額 **280,220千円 (278,818千円)** ※()内は前年度当初予算額

労災勘定274,647千円 (273,245千円)

一般会計5,573千円 (5,573千円)

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			○

1 事業の目的

過労死等防止対策推進法（平成26年6月27日法律第100号）及び同法に基づく「過労死等の防止のための対策を効果的に推進するための対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）で、過労死等の防止のため、国が行うべき事項を規定。同法及び大綱に基づき、過労死等の防止のための対策を推進し、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現を目指す。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

(1)一般会計 ◆①過労死等防止対策推進協議会の設置 ②年次報告書(過労死白書)等作成経費

(2)労災勘定

◆周知・啓発事業(委託事業:株式会社等)

➤ 多様な媒体を活用した周知・啓発の実施

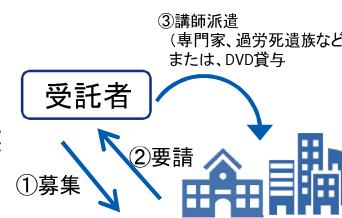
国民に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、11月の「過労死等防止啓発月間」を中心に、ポスターの掲示、パンフレット、リーフレットの配布、インターネット広告等多様な媒体を活用し、広く周知・啓発を実施

➤ シンポジウムの開催

過労死等防止啓発月間(11月)を中心にシンポジウムを開催(中央1箇所、全国47箇所)

➤ 過労死遺族等講師派遣

過労死等の労働問題等を啓発するため、過労死遺族や労働問題の専門家を講師として派遣
過労死等防止にかかる説明、専門家、過労死遺族等のコメントを収録した映像資料(DVD)を作成し、講師派遣の調整困難地域等の希望者に貸与



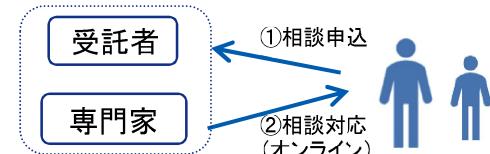
◆過労死遺児交流会等開催経費(委託事業:株式会社等)

➤ 交流会の実施

過労死遺児等のため、イベントや相談会を実施(年1回開催)

➤ 相談室の設置

過労死により親を亡くした遺児やその親の育児の悩みをサポートするための相談室を開設(オンライン)



◆過労死等に関する調査研究経費

(交付金: (独)労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所)

大綱に定めた重点業種等について、企業及び労働者等への労働・社会面に係るアンケート調査等の実施

N.O. 2
令和4年度事業番号
20

事業名	事業場における化学物質管理の支援強化 (個票番号20 職場における化学物質管理促進のための総合対策)	令和4年度 予算額	令和5年度 予算要求額
		312,568(千円)	389,097(千円)
担当係	労働基準局安全衛生部化学物質対策課		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	厚生労働省本省、委託先（民間企業等）		
令和4年度の 事業概要	<p>新規化学物質が年々増加し、危険有害性が確認される化学物質が今後も増えることが見込まれる中で、新たな化学物質規制に対応するため、①化学物質の危険有害性の情報伝達に必要なラベル表示・SDSなど化学物質管理に関する相談窓口の開設、②中小規模事業場等に対する専門家によるリスクアセスメント等の訪問支援、③職場における化学物質管理に関する講習会等を実施する。</p> <p>また、有害性情報が存在しない新規化学物質については、それを製造・輸入する事業者自ら有害性調査を実施し、その結果を厚生労働大臣に届け出こととされているところ、④これら新規化学物質に係る届出の内容の審査を適正に実施するとともに、⑤有害性調査機関に対する安衛法GLPへの適合に関する査察等を実施することにより、有害性調査の品質を担保する。</p>		
令和5年度から 新たに 実施したい内容	<p>①自律的管理の定着状況の把握のため、事業場を対象とした実態調査を実施する。</p> <p>②労働災害発生事業場等への改善指示に伴う化学物質管理専門家による化学物質管理の確認及び助言について、一定の水準以上の助言等が行われるよう確認すべき事項等をまとめたマニュアルを作成する。</p> <p>③皮膚障害のおそれがある物質を取り扱う際に保護具の着用が義務づけられるため、適切な保護具の選択基準の策定等を行う。</p> <p>④作業環境管理専門家が、現場において適切に助言、指導等を行うためのマニュアル等の作成及びマニュアル等が実施可能なものか検証を行う。</p> <p>⑤作業環境測定機関、特殊健康診断実施機関のうち、フィットテスト用測定機器を購入する際、機器購入費の補助を行う。</p> <p>⑥国内市場に流通している型式検定に合格した呼吸用保護具について、構造規格を具備しているか試験を行う。</p>		
事業の必要性	<p>労働者の健康障害防止対策に係る化学物質規制について、令和4年に労働安全衛生関係法令の政省令改正を行い、国はばく露濃度等の管理基準を定め、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みを整備・拡充し、事業者はその情報に基づいてリスクアセスメントを行い、ばく露防止のために講ずべき措置を自ら選択して実行することを義務づけたところである。</p> <p>これらの制度の令和5年度及び6年度の施行及び今後の規制対象物質の拡大に向け、業種毎の事業者によるばく露防止手法をまとめた、マニュアル等の作成・周知による支援、化学物質を管理する者等に対する講習会の実施により、適切な化学物質管理の支援及び促進を行う必要がある。</p>		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	<p>本事業は、事業場の化学物質管理に対する支援を充実・強化することで、事業場における化学物質のばく露防止対策が推進されるため、化学物質を取り扱う労働者の健康障害を防止することとなることから、労働者の健康の確保に寄与するものである。</p> <p>したがって、本事業は、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適うものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。</p>		
事業全体の 経費削減内容	令和5年度概算要求においては、令和4年度に個票番号18「じん肺等対策事業」で実施していたフィットテスト測定機器の購入費の補助・呼吸用保護具の買取試験を当事業に統合したため全体としては増額となっているが、当該事業分を除いた予算額としては、削減となっている。		
期待される 施策効果	本事業を通じて、事業場における化学物質管理が強化されることで、化学物質による労働災害及び疾病の防止に寄与することが期待される。		
その他特記事項	—		

職場における化学物質管理に関する総合対策

令和5年度概算要求額 389,097千円 (312,568千円) ※()内は前年度当初予算額
労災勘定389,097千円 (312,568千円)

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

労働者の健康障害防止対策に係る新たな化学物質規制の令和5年度及び6年度の施行及び今後の規制対象物質の拡大に向け、業種毎の事業者によるばく露防止手法をまとめたガイドライン等の作成・周知による支援、化学物質を管理する者等に対する講習会の実施、相談窓口の設置等の整備により、適切な化学物質管理の支援及び促進を図る。

【新たな化学物質規制の概要】

有害性（特に発がん性）の高い物質について国がリスク評価を行い、特定化学物質障害予防規則等の対象物質に追加し、ばく露防止のために講ずべき措置を国が個別具体的に法令で定めるというこれまでの仕組みを、国はばく露濃度等の管理基準を定め、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みを整備・拡充し、事業者はその情報に基づいてリスクアセスメントを行い、ばく露防止のために講ずべき措置を自ら選択して実行することを原則とする仕組み（「新規制」という。）に見直す。



2 事業の概要・スキーム

1 化学物質の自律的管理のための情報の活用促進（一部新規）

リスクアセスメント等へのラベル・SDSの活用及び適切な作業環境の維持改善を促進するため、ラベル・SDSなど化学物質管理に関する相談窓口の設置、化学物質管理専門家による訪問相談の実施、また、新規制の定着状況の把握のため、事業場を対象とした実態調査等を行う。

2 保護具の適切な選定、着用等の促進（新規）

- 皮膚障害のおそれがある物質を取り扱う際に保護具の着用が義務づけられるため、適切な保護具の選択基準の策定等を行う。
- 作業環境管理専門家が、現場において適切に助言、指導等を行うためのマニュアル等の作成及びマニュアル等が実施可能なものか検証を行う。
- 作業環境測定機関、特殊健康診断実施機関のうち、フィットテスト用測定機器を購入する際、機器購入費の補助を行う。
- 国内市場に流通している型式検定に合格した呼吸用保護具について、構造規格を具備しているか試験を行う。



N.O. 3
令和4年度事業番号
23

事業名	「こころの耳」相談事業の拡充 (個票番号23 メンタルヘルス対策等事業)	令和4年度 予算額	令和5年度 予算要求額
		232,261(千円)	301,059(千円)
担当係	労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室		
事業の別	社会復帰促進事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第1号）		
実施主体	国（委託事業：一般社団法人、株式会社等）		
令和4年度の 事業概要	メンタルヘルス対策を推進するため、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等を実施する		
令和5年度から 新たに 実施したい内容	「こころの耳」による電話・メール・SNSによる相談体制の拡充を行う。		
事業の必要性	<p>「経済財政運用と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日）を踏まえ、フリーランスとして安心して働く環境を整備するため、個人事業主等の安全衛生の確保が喫緊の課題となっている。 個人事業主等の安全衛生確保においては、過重労働対策、メンタルヘルス対策が課題となっていることから、こころの耳におけるサービスの対象を個人事業主等の労災保険の特別加入対象者にも拡大する。</p>		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	<p>個人事業者等についても過重労働対策、メンタルヘルス対策は大きな課題となっている。個人事業者等は事業者によるメンタルヘルス対策の対象となっておらず、個人事業者自ら必要な取組を行う必要があるが、個人事業者等は、心身の不調があっても特に何も実施していない者が約3割に上るという調査結果もある。 こうした点を踏まえ、個人事業者等についてもメンタルヘルス対策が適切に実施されるよう、労災特別加入対象である個人事業者等に対しても必要な情報提供や相談対応が必要不可欠であり、本事業は、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等を実施することで労働者の心の健康の確保を図るものである。 したがって、本事業は、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適うものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。</p>		
事業全体の 経費削減内容	昨年度既に経費削減を実施しており、これ以上の経費削減は困難である。		
期待される 施策効果	労働者に加え、個人事業主等に対するメンタルヘルス不調や精神障害予防の一助とする。		
その他特記事項	—		

拡充

働く人におけるメンタルヘルス対策の促進

令和5年度概算要求額 301,059千円（232,261千円）※()内は前年度当初予算額

労災勘定301,059千円（232,261千円）

1 事業の目的

- 「経済財政運用と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日）を踏まえ、フリーランスとして安心して働ける環境を整備するため、個人事業主等の安全衛生の確保が喫緊の課題となっている。
- 個人事業主等の安全衛生確保においては、過重労働、メンタルヘルス対策が課題となっている。
- このような状況を踏まえ、労働者のメンタルヘルス対策に係る情報提供・相談等を行う「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」」及び労働時間管理・健康管理等を行う健康管理アプリにおけるストレスチェック機能のサービス対象を、個人事業主等の労災保険の特別加入対象者にも拡大する。

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

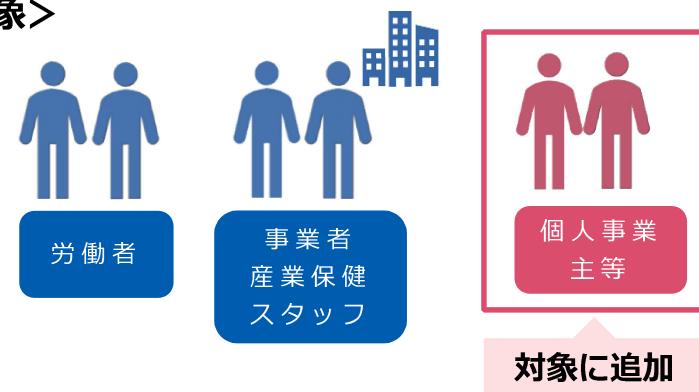
働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

- ①働く人のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供
- ②メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に関する相談窓口の設置（電話・メール・SNS）
- ③メンタルヘルスシンポジウムの開催（優良事例の公表・共有）

＜令和3年度実績＞

情報提供	相談
サイトアクセス数 10,357,916件	電話 22,789件
	メール 6,119件
	SNS 6,438件

＜対象＞



＜実施主体＞

国（委託事業：一般社団法人、株式会社等）

健康管理アプリ

働く人個人がアプリを使用することによる労働（勤務）時間管理・健康管理（健康診断結果及びストレスチェック）の実施、助成金や健康相談についての情報提供

令和3年度執行率：94%

N.O. 4
令和4年度事業番号
30

事業名	自動車運転者等の時間外労働上限規制に関する周知広報事業等 (個票番号30 自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等)	令和4年度 予算額 213,708(千円)	令和5年度 予算要求額 267,012(千円)
担当係	労働基準局労働条件政策課法規第二係		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	民間事業者		
令和4年度の 事業概要	トラック運転者の労働時間短縮に向けた運送事業者・荷主企業等に向けの相談センターの運営、事例収集及び周知用コンテンツ作成並びに、令和元年度に開設したトラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトをバス・タクシー業も加えた自動車運転者全般向けのポータルサイトに拡充して運営、令和6年4月から適用される改正後の改善基準告示についての周知。		
令和5年度から 新たに 実施したい内容	荷主と運送事業者向けのセミナーの開催、及び事業者・労働者・企業・国民向けの適用猶予業種の時間外労働上限規制についての周知広報事業		
事業の必要性	<p>働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）において、「自動車の運転業務については、5年後の施行に向けて、荷主を含めた関係者で構成する協議会で労働時間の短縮策を検討するなど、長時間労働を是正するための環境整備を強力に推進する必要がある」旨定められている。そのため当該事業により、自動車運転者の長時間労働の解消と過重労働に起因する労働災害等の防止を図る必要がある。</p> <p>また、令和6年4月から、自動車運転の業務等について時間外労働の上限規制及び改正後の改善基準告示が適用されることから、適用までの1年間に更に強力に事業者や労働者に対し、周知を実施する必要がある。また、長時間労働の背景には、トラック運送業における荷主都合による手待ち時間の発生など、取引上の慣行から労働時間短縮が進まない等の問題があり、規制対象である自動車運送業者がこれらの規制を遵守するためには、荷主等の協力はもとより、直接の取引先ではない納品先等（着荷主）の理解も得る必要があるため、広く国民全体に対しての周知・広報が必要である。</p>		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	自動車運転者は他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にあり、業務における過重な負荷による脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっている。そのため、自動車運転者の労働条件及び安全衛生の確保・改善は喫緊の課題となっている。当該事業は自動車運転者を対象に長時間労働の解消と過重労働に起因する労働災害等の防止を図ることを目的とする事業であるため、社会復帰促進等事業で実施する必要性がある。		
事業全体の 経費削減内容	委託事業者が提出する事業実施計画について審査し、必要な支出のみを認め、効率的な事業運営を行う。		
期待される 施策効果	荷主と運送事業者の協力による取引環境改善の促進・適用猶予業種への時間外労働の上限規制適用の理解による、長時間労働改善。		
その他特記事項	—		

拡充

自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業

令和5年度概算要求額 260,357千円 (207,174千円) ※()内は前年度当初予算額
労災勘定260,357千円 (207,174千円)

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

- 自動車運転者は、①他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にある ②業務における過重な負荷による脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっている。 ⇒ 労働条件及び安全衛生の確保・改善が喫緊の課題。
- 長時間労働の背景には、トラック運送業における荷主都合による手待ち時間の発生など、取引上の慣行から労働時間の短縮が進まない等の問題あり。 ⇒ 荷主等の取引先との取引条件改善などの環境整備を強力に推進する必要がある。
- 自動車運転の業務等の時間外労働の上限規制の適用猶予業種は、令和6年度から上限規制の適用が開始。
⇒ 上限規制や見直し後の改善基準告示等の事業者や労働者への集中的周知、企業・国民等の更なる理解のため周知・広報。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

(1) 荷主と運送事業者による取引環境改善の促進

- [トラック運送事業者と荷主向けの相談センター【新規】](#)
- [荷主と運送事業者向けセミナーの開催【新規】](#)
- 自動車ポータルサイトの継続運営

(2) 時間外労働上限規制等の周知・広報

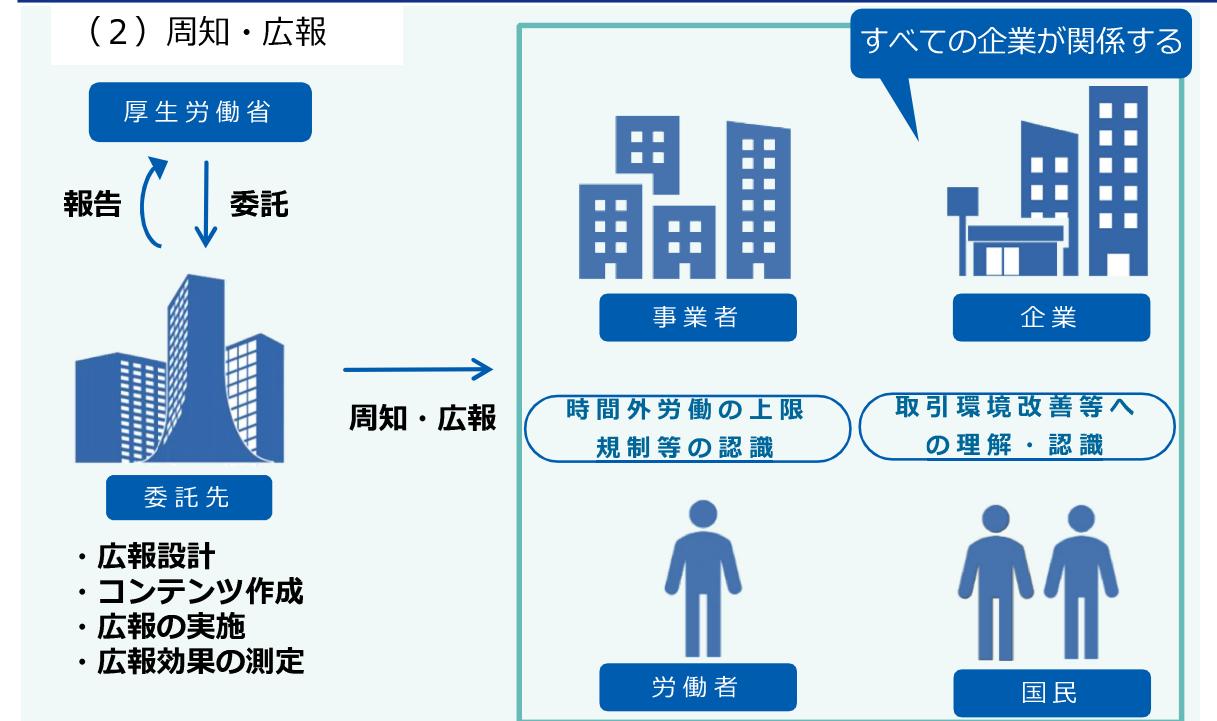
- [適用猶予業種の事業者・労働者向け周知・広報【新規】](#)
- 改善基準告示の事業者・運転者向け周知・広報
- [企業・国民向け周知広報【新規】](#)

取引環境改善への企業の理解・社会の認識が必要

実施主体等

実施主体:民間委託事業者

事業実績(令和3年度):自動車ポータルサイトユーザー数 91,901人
(同一ユーザーの重複訪問は数値に含まない)



N.O. 5
令和4年度事業番号
34

事業名	トンネル建設労働者健康管理一元管理システム、建設業における化学物質のばく露防止手法のガイドラインの作成等 (個票番号34 労働災害防止対策費補助金経費)	令和4年度 予算額 2,510,782(千円)	令和5年度 予算要求額 2,549,416(千円)
担当係	労働基準局安全衛生部計画課機構・団体管理室団体監理係		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	労働災害防止団体（5団体）及び船員災害防止協会		
令和4年度の 事業概要	<p>労働災害防止のための事業主の自主的な取り組みを支援するため、労働災害防止団体等が行う事業に対し補助を行い、作業現場等の実態に即したきめ細かい労働災害防止活動を通じて、労働者の安全及び衛生を確保するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①技術的な事項に関する指導及び援助事業 ②情報の収集及び提供事業 ③調査及び研究事業 		
令和5年度から 新たに 実施したい内容	<p>【トンネル建設労働者健康管理一元管理システム】（拡充） システム更改の時期を迎えるため、運用しているサーバー群をクラウド化する。</p> <p>【建設業における化学物質のばく露防止手法のガイドラインの作成等】（新規） 化学物質を取り扱う建設業の下請け等の中小事業者において化学物質の管理を円滑に行うことができるよう、中小事業者が実施可能な具体的な化学物質のばく露防止対策をまとめたマニュアル等の作成を行う。併せて、これらのマニュアル等の周知に向けた講習会等を実施する。</p>		
事業の必要性	<p>【トンネル建設労働者健康管理一元管理システム】（拡充） システム更改の時期を迎えるため、政府の掲げるクラウド・バイ・デフォルトの原則に則り、現在オンラインプレミスで運用しているサーバー群をクラウド化することで、大規模災害等におけるサービスの継続性の確保をめざす。</p> <p>【建設業における化学物質のばく露防止手法のガイドラインの作成等】（新規） 従来の化学物質規制については、国の定めた具体的な措置を遵守することが求められてきたが、今後の労働安全衛生法令の化学物質管理規制の見直しにおいては、国が定めた濃度基準を評価した結果に基づき、ばく露防止対策を自らの裁量により決定することが求められる。このように、化学物質や作業環境が多様化し、事業者の自律性が求められる規制を機能させるためには、国が最低基準たるばく露濃度基準を示すのみならず、事業者自ら行う、採算性も含め実施しやすい対策等の開発や周知を支援することが必要であり、特に、建設業の事業者は、作業内容が多様であるため、国において化学物質のばく露防止手法を示していく必要がある。</p>		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	<p>【トンネル建設労働者健康管理一元管理システム】（拡充） トンネル建設事業者が関係労働者の適正配置や労働者本人の長期的な健康管理を行うことを可能とすることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適うものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。</p> <p>【建設業における化学物質のばく露防止手法のガイドラインの作成等】（新規） 建設業における化学物質のばく露防止手法のマニュアルを作成することにより、建設現場において適切な化学物質のばく露防止対策が行われ、化学物質を取り扱う労働者の健康障害を防止することとなることから、労働者の健康の確保に寄与するものである。 したがって、本事業は、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適うものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。</p>		
事業全体の 経費削減内容	<p>【既存事業部分】 実績や予算状況を踏まえ、研修会の件数や指導回数の見直すことにより経費を削減した。</p> <p>【自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業】 実績等を踏まえ、研修会の件数や指導回数を見直すこと等により経費を削減した。</p> <p>【高度安全機械等導入支援補助金事業】 実勢価格を踏まえ、補助金額を見直すこと等により経費を削減した。</p> <p>【中小事業場における化学物質のばく露防止手法の検討】 化学物質管理規制の見直しを踏まえ、旧制度に係る事業である職場における化学物質のリスク評価事業の廃止等により本新規事業の財源を捻出した。</p>		
期待される 施策効果	<p>【トンネル建設労働者健康管理一元管理システム】（拡充） 引き続きシステムを運営可能とともに、大規模災害等におけるサービスの継続性を確保する。</p> <p>【建設業における化学物質のばく露防止手法のガイドラインの作成等】（新規） 本事業を通じて、建設業における化学物質管理が強化されることで、化学物質による労働災害及び疾病の防止に寄与することが期待される。</p>		
その他特記事項	-		

労働災害防止団体について

令和5年度概算要求額

2,549,416千円（2,510,782千円）

労災勘定2,549,416千円(2,510,782千円)

	会長	設立年月日	令和4年度予算額 (労働災害防止対策費補助金)	根拠法
中央労働災害防止協会	十倉 雅和 ((一社)日本経済団体連合会会長)	昭和39年8月1日	912百万円	労働災害防止団体法
建設業労働災害防止協会	今井 雅則 (戸田建設(株)代表取締役社長)	昭和39年9月1日	1,036百万円	労働災害防止団体法
陸上貨物運送事業労働災害防止協会	渡邊 健二 (NIPPON EXPRESSホールディングス(株)代表取締役会長)	昭和39年8月15日	211百万円	労働災害防止団体法
林業・木材製造業労働災害防止協会	中崎 和久 ((一社)全国木材組合連合会代表理事会長)	昭和39年9月1日	179百万円	労働災害防止団体法
港湾貨物運送事業労働災害防止協会	藤木 幸太 (藤木企業(株)代表取締役社長)	昭和39年9月1日	144百万円	労働災害防止団体法
船員災害防止協会	小島 茂 ((一社)日本船長協会会長)	昭和42年10月31日	26百万円	船員災害防止活動の促進に関する法律

※令和4年4月1日時点

<中央労働災害防止協会>

- ・事業主、事業主団体が行う労働災害防止のための活動促進
- ・技術的な事項についての指導及び援助
- ・労働者の技能に関する講習
- ・教育及び技術的援助のための施設の設置及び運営
- ・機械及び器具についての試験及び検査
- ・情報及び資料の収集及び提供 等

<業種別労働災害防止協会>

- ・労働災害防止規程の設定
- ・会員に対する労働災害の防止に関する技術的な事項についての指導及び援助等
- ・船舶所有者、船舶所有者の団体等が行う船員災害の防止のための活動を促進

集団指導・個別指導について

労働災害防止団体法、船員災害防止活動の促進に関する法律に基づき選任された安全管理士及び衛生管理士が、事業場の事情等に即した労働災害防止に係る技術的な助言・支援を行うことで、労働災害の防止に寄与している。

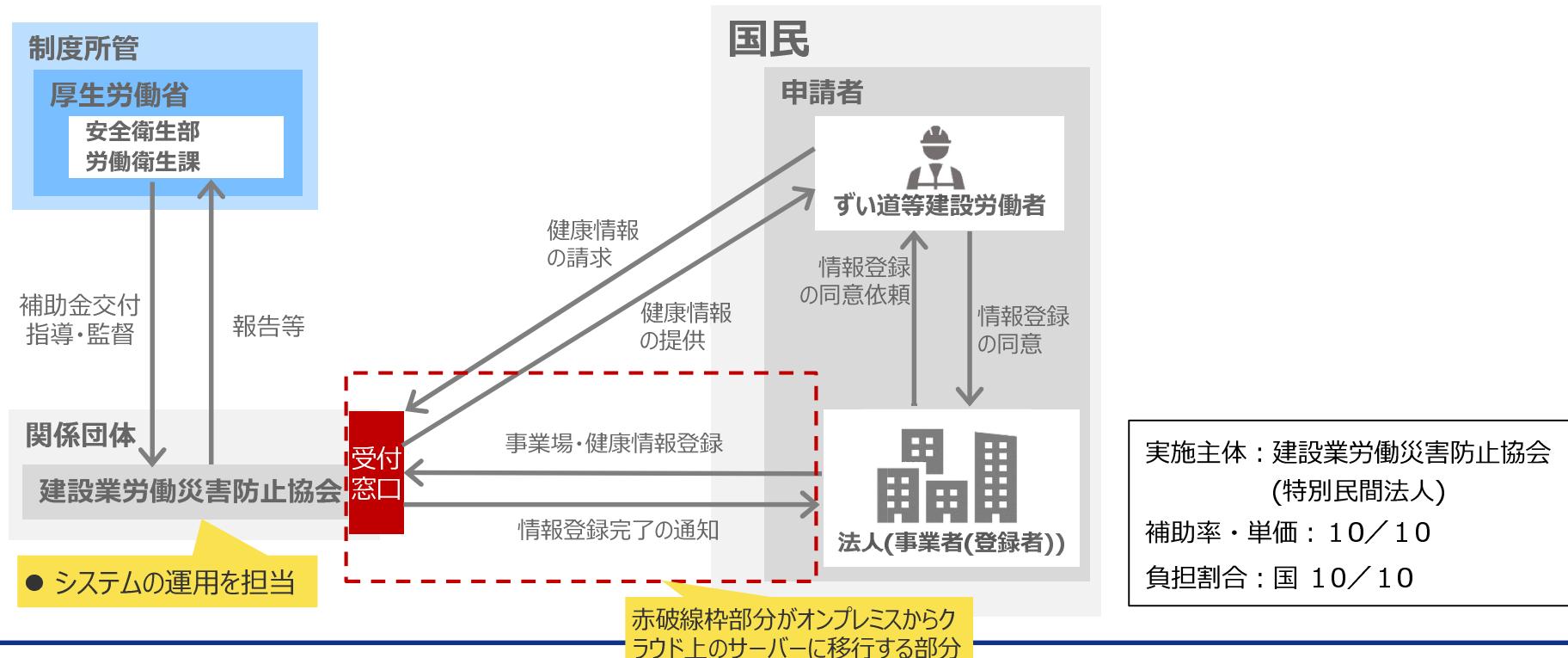
労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的・概要

工事ごとに就業先を変えるトンネル建設労働者については、当該労働者の健康診断等の情報がそれぞれの期間に所属していた事業場に保存、管理されているため、じん肺のような発症に時間がかかる健康障害を負うリスクがあるにもかかわらず、長期的な健康管理が困難となっている。また、事業者においても過去の健康診断結果に基づく適正な作業配置が困難となっている。

そのため、トンネル建設事業者が関係労働者の適正配置や労働者本人の長期的な健康管理を行うことを可能とするトンネル建設労働者の健康情報等を一元的に管理するシステムの構築が各方面から求められていることから、平成30年度にトンネル建設労働者健康情報一元管理システムの構築を行った。令和5年度については、システム更改の時期を迎えるため、政府の掲げるクラウド・バイ・デフォルトの原則に則り、現在オンプレミスで運用しているサーバー群をクラウド化することで、大規模災害等におけるサービスの継続性の確保をめざすこととしている。

2 事業スキーム・実施主体等



N.O. 6
令和4年度事業番号
39

事業名	医療機関の宿日直許可申請に係る相談窓口運営等事業 (事業番号39 医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組)	令和4年度予算額 887,412(千円)	令和5年度予算要求額 926,574(千円)
担当係	労働基準局 労働条件政策課 労働条件確保改善対策室 労働条件改善係		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	厚生労働省本省、都道府県労働局、民間団体		
令和4年度の事業概要	<p>①各都道府県が設置主体となる、医療機関に対する勤務環境改善をワンストップで支援するための「医療勤務環境改善支援センター」（以下「勤改センター」という。）に医療労務管理アドバイザーを配置し、医療機関からの労務管理等に関する相談支援等を行う。</p> <p>②医療機関に対するアンケート調査、医療従事者の勤務環境改善に向けた手法の確立のための調査・研究。</p> <p>③医療機関の勤務環境改善に関する好事例等を掲載したウェブサイトの運営、医療勤務環境改善マネジメントシステムの普及促進セミナーの実施。</p>		
令和5年度から新たに実施したい内容	医師の時間外・休日労働時間の上限規制に対応するため、病院等が行う宿日直業務について、断続的な宿日直に係る許可の有無を踏まえた、労働時間の把握が必要であるが、労働基準監督署への申請や相談について不安や躊躇がある医療機関が多く存在することから、上限規制の施行に向けた緊急の対策として、全国統一の相談窓口を設置し医療機関の相談に適切に対応する。		
事業の必要性	<p>令和6年度4月に施行が予定されている医師の時間外・休日労働の上限規制に医療機関が対応するに当たり、勤改センターの支援の必要性が高まっているところであり、医師の働き方改革が円滑に進むよう、勤改センターの活動をより一層充実させるとともに、アドバイザーの資質向上などセンターの支援力の強化を行っていくことが必要である。</p> <p>また、地域医療を確保しつつ、医師の時間外・休日労働の上限規制を施行するにあたって、医療機関の宿日直申請に関する不安を解消し、適切な労務管理の下での許可申請に向けた支援することが必要であるため、本事業の必要性がある。</p>		
社会復帰促進等事業で実施する必要性	<p>国民が将来にわたり質の高い医療サービスを受けるためには、厳しい勤務環境にある医師等の医療従事者が健康で安心して働くことができる環境整備が喫緊の課題となっているため、医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた施策の更なる推進を図る必要がある。</p> <p>本事業により医療従事者の勤務環境の改善が促進されれば、長時間労働が解消することによる過重労働の解消や健康障害の防止につながることから労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適うものであり、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p>		
事業全体の経費削減内容	仕様書上、都道府県毎の支援回数等を詳細に設定することにより、契約差額及び執行実績との乖離が生じないよう取り組んでおり、令和5年度も引き続き、令和3年度の実績を踏まえつつ、事業の適正な執行に努める。		
期待される施策効果	医療機関が、医療勤務環境改善マネジメントシステムにより自主的に勤務環境の改善に取り組むことが促進される。また、医療機関への労務管理に関する支援を通じて医療機関が令和6年4月に施行される予定の医師の時間外労働の上限規制に円滑な対応を行うことが期待される。		
その他特記事項	-		

医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組

令和5年度概算要求額

924,574千円（887,412千円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

国民が将来にわたり質の高い医療サービスを受けるためには、長時間労働など厳しい勤務環境におかれている医療従事者の勤務環境の整備が喫緊の課題であることから、労務管理支援など、医療機関の勤務環境改善に向けた主体的な取組に対する支援の充実を図ることにより、医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた取組の充実につなげる。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

都道府県医療勤務環境改善支援センターによる労務管理支援【医療労務管理支援事業】

全国47都道府県の医療勤務環境改善支援センター（勤改センター）に労務管理の専門家（医療労務管理アドバイザー）を配置し、医療機関からの各種相談対応、医療労務管理アドバイザー派遣による個別支援、上限規制の適用に向けた時短計画の策定支援、年間を通じ勤務環境改善に係る包括的な支援を行う特別支援の実施など、医療従事者の勤務環境改善に向けた取組みの支援をする。

また、医師の上限規制の適用開始に向け、働き方改革セミナーの開催や個別の医療機関訪問実施等による法制度の周知・取組の呼びかけの徹底を図る。

事業実績(令和3年度):全都道府県に勤改センターを設置し支援等を実施



勤改センターの支援機能の充実、医療機関に対する情報発信

医療機関における働き方の実態把握と分析、好事例を収集して提供することにより勤改センターの支援の充実を図る。

(実施事項)

- ・医療機関の勤務環境改善にかかる事例収集
- ・全病院有床診療所を対象としたアンケート調査 等

上限規制などの制度概要、各種支援施策、自主的改善の取組に活用できる支援ツールなど、医療機関に対して勤務環境改善に有用な情報を発信。

(実施事項)

- ・ポータルサイト（いきサポ）の運営 等



医療機関の宿日直許可申請に係る相談への対応等【相談窓口運営等事業】【新規】

医師の時間外休日労働の上限規制に際し宿日直許可の有無を踏まえた労働時間の現状把握が喫緊の課題。労働基準監督署への許可申請や相談に対する不安から申請や相談が進んでいない状況もあることから、上限規制の施行に向けた緊急の対策として、全国統一の相談窓口を設置し医療機関の相談に適切に対応する。

併せて、上限規制の施行に当たって勤改センターの相談機能の充実を図るため、医療労務に精通したスーパーバイザーを配置し、勤改センターのアドバイザーの支援力の底上げを行う。

